議案第３１号

伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和４年２月２４日提出

伊丹市長　藤　原　　保　幸

理　由

児童に係る助成の範囲を拡大するため。

伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（令和４年伊丹市条例第　　号）

伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例（平成１８年伊丹市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第３条第５項中「第８条第１項」を「第８条第１項第１号ア」に改める。

第８条第１項第２号中「被保険者等負担額。」を「被保険者等負担額」に改め，同号ただし書，同号ア及びイを削り，同条第２項及び第３項を削り，同条第４項中「第１項及び」を削り，同項を同条第２項とする。

付　則

（施行期日）

１　この条例は，令和４年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の規定は，令和４年７月１日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し，同日前に受けた医療に係る医療費の助成については，なお従前の例による。